

口座振替を利用している場合について

※口座振替を利用している事業場の申告書について

口座振替を利用している方への申告書には、以下のように印字されています。

この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局又は社会保険・労働保険徴収事務センターに持参するか郵送してください。

口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご
注意ください。

なお、前年度中に事業廃止となった事業場は、口座振替の対象とはなりません。したがって、保険料等追加納付額が発生する場合には納付書による納付が必要になります。詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。

※労働保険の主な事業廃止事由

①事業場を廃止する場合/②雇用する労働者が0人になった場合/③労働保険継続一括事業場の被一括事業場となる場合/④労働保険の事務組合へ事務を委託した場合

様式第6号（第24条 第25条 第33条関係）（甲）（表面）									
●金融機関で受付できません。管轄の労働局等にご提出ください。									
労働保険		概算・確定保険料		申告書					
31759		石綿健康被害救済法		一般拠出金					
下記のとおり申告します。									
種別		※修正項目番号		※入力勘定コード		継続事業 （一括有期事業を含む。）			
32701				項1		口座振替			
※各種区分									
管轄(2)		保険関係等		業種		産業分類			
① 都道府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号									
労働保険番号		X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1		- 0 0 0		項2			
領収済通知書									
労働保険 国庫金									
（記入例） ¥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9									
②数字は記入例に合わせて下のボールペンで力を入れて枠からはみださないように記入して下さい。									
労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※令和 02 年度									
翌年度5月1日以降 現年度歳入組入									
③この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないでください。									
納付の目的									
1. 令和									
2. 平成									
(住所) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇									
東京都									
〇〇区〇〇〇									
〇丁目〇番地〇〇									
(氏名) 株式会社									
〇〇興業									
労働保険の年度更新期間は、2月21日までに延長されます。									

労働保険の年度更新期間は、8月31日までに延長されました。
※申告書には7月10日と印字されています。ご注意ください。

【口座振替に関するQA】

Q. 現在、口座振替を利用していますが、口座振替の申込み手続きは毎年必要でしょうか。

A. すでに口座振替を利用していれば、毎年申込み手続きは必要ありません。

口座振替日に引き落としが行われるよう、年度更新手続期間内に申告書のご提出を頂きますようよろしくお願いします。